生産緑地(都市農地)の活用をお手伝い!

法律改定で都市農家様が生産緑地を市民農園(貸農園)として活用できるようになりました。

面積要件が 500㎡から **300㎡**に変更

300㎡以上500㎡未満の 生産緑地地区内の農地を 生産緑地にすることが 可能になりました。

狭くて あきらめていた 農地が使える 生産緑地指定が **10年ごと**に 更新できる

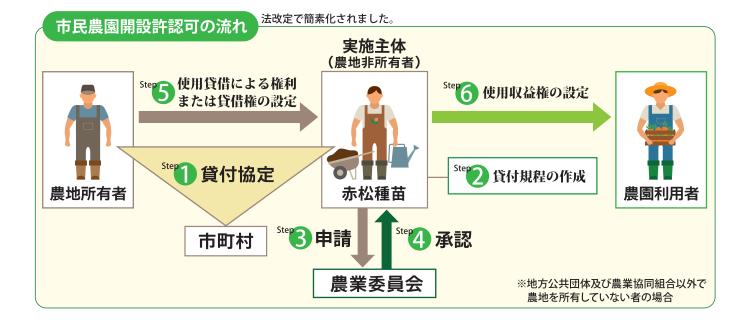
2022<mark>年で終了だった</mark> 生産緑地が申請により、 10年毎の更新ができる ようになりました。

優遇税制も 受けられ 事業承継も安心 生産緑地を **貸す**ことが できる

本人が営農することが 要件だった農地を、 人に貸せるように なりました。

まるごと 貸農園事業を 任せられる





この機会に"貸農園事業を"考えてみてはいかがでしょうか?申請・手続きから開設・運営まで、すべてを赤松種苗がサポートいたします。

ご所有の農地を赤松種苗がお貸りすることで 安定した賃料収入が得られる事業です。

都市農家様にありがちな「農地は農地のままで残したいが維持管理が大変」 というお悩みを赤松種苗がスッキリ解消します。また、資産承継にも 「税制優遇措置」が適用され、安心して農地を所有できます。

※農地の貸借については、弊社基準及び行政機関での許可要件を満たすことが前提です。





お問い合せ・ご相談

貸農園に関する様々な疑問に真摯にお答えします。 まずは、お気軽にお電話ください。

貸農園開設のご提案

現在の活用状況を考慮し、 オーナー様に合わせたご提案をさせていただきます。

賃貸借契約の締結

役所・農業委員会への申請・認定後、 オーナー様と賃貸借契約を結ばせていただきます。

農園準備



貸農園開設の準備は、 すべて赤松種苗におまかせください。



オープン時のイベントや利用者募集などの 販促活動もサポートいたします。



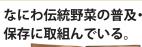
資材などの管理・補充、利用者様へのアドバイスなど 赤松種苗の専門スタッフがサポートいたします。

まかせて安心! 赤松種苗とは?





創業時から農業に携わり、 知識・経験の 膨大な 蓄積。













ぜひ、お気軽にお問い合せください。

赤松種苗株式会社 〒543-0056 大阪市天王寺区堀越町11番11号

Tel 06 **6771 4560**(代) Fax 06 **6771 0301** 営業時間:9:00~18:00

info@akamatsu-tane.co.jp